

中外新聞

合本

卷三



1893

不許翻刻

慶應四年閏四月第三板

中外新聞

びんけいしき

卷三

第十四号より
第廿号まで

開物社印

中外新聞第十四号

慶應四年四月十九日

鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍は、朝敵^{あしたの敵}硬命^{こうめい}の族^{ぞく}の誅鋤^{しゅじゆ}遊^{あそ}され、
 敵慮^{てきりょ}の処當^{ところあて}人悔悟^{くわいご}謹慎^{きんしん}は、付て、
 後來^{ごらい}の行狀^{ぎやうじやう}雖不可赦^{たとへずゆるさず}生^な、
 冥塗炭^{めいとたん}の艱苦^{かんく}不^なは、為忍罪魁^{にんざいけい}を、
 猶死一等^{なほしひとらへ}を、宥^{ゆる}以上を、
 歸^{かへ}郷^{きやう}の輩^{はい}を、勿論^{もちろん}既往^{きじやう}を、
 不咎^{とがな}才能^{さいのう}及び有志^{ゆうし}の者^{もの}を、
 拔擢^{はくしやく}億兆^{いせう}愛撫^{あいぶ}の意^い四海^{しかい}に、
 表示^{ひょうじ}の思召^{おもひめが}を、
 德川譜代陪臣小吏^{とくせんふだいはいしんせうし}に至^{いた}るまで、
 凍餒^{とうじやう}の患^{うれひ}無^な之様^{のよう}に、
 扶助^{ふじゆ}可^べ成^{なり}下^{くだ}に、
 付疑懼^{ぎきよ}を、
 不抱^{ふたう}此^こ御意^{ごい}を、
 奉戴^{ほうたい}一士農工商^{いしにゆうこう}一切^{いっけつ}安堵^{あんど}營業^{ぎやうぎやう}可^べ致^{なり}に、
 尚追^{なほお}

1893

不許翻刻

慶應四年閏四月第三板

中外新聞

卷三

第十四号より
第廿号まで

開物社印

中外新聞第十四号

慶應四年四月十九日



鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍は、朝敵^{ていし}硬命^{こうめい}の族^{ぞく}を誅鋤^{しつじゆ}遊^{あそ}され、
 敵慮^{てきりょ}の処^{ところ}當人^{とうじん}悔悟^{くわぶ}謹慎^{きんしん}は、付て、
 後來^{ごらい}の行狀^{ぎやうじやう}雖^{なほ}不可赦^{しよしかしやう}生^{せい}
 天塗炭^{てんとたん}の艱苦^{かんく}不^なは為^な忍罪魁^{にんざいけい}を、
 猶死^{なほし}一等^{いちどう}を宥^{ゆる}以上^{いじやう}を帰^{かへ}
 郷^{きやう}の輩^{はい}を勿論^{もちろん}既往^{きじやう}を不咎^{ふと}才能^{さいのう}及び有志^{ゆうし}の者^{もの}を、
 拔擢^{はくたく}億兆^{いっせう}
 愛撫^{あいぶ}の意^い四海^{しかい}に、
 表示^{ひょうし}の思召^{おもひめが}を、
 德川譜代陪臣^{とくせんふだいはいしん}小吏^{せうし}
 に至^{いた}るまで、凍餒^{とうじやう}の患^{うれひ}無^な之^の様^{よう}に、
 扶助^{ふじゆ}可^べ成^{なり}下^{した}に、
 付疑懼^{ぎきよ}を
 不抱^{ふたう}此^こ御意^{ごい}を奉戴^{ほうたい}、
 士農工商^{しにうこうさう}一切^{いっけつ}安堵^{あんど}營業^{ぎやうぎやう}可^べ致^{なり}、
 尚追^{なほお}

第十四号

く 開廷より徳教を宣布にへ共當分徳川祖宗の良法へ其
修変更無之に糸勤 王一途心得違ひ有之間敷に且當国諸
事訴訟等を聊無忌諱當總督府より可申出に其上至當公平
の裁判可有之のあり

辰四月

東海道鎮撫總督府

○大坂よりの書状写

禁裏様三月廿三日晝時西御堂へは為 入に手輕の 水行
幸に道筋も至て穩に静に座に

廿六日早天より天保山へ 水幸海岸防禦の様子 水敵覽

船軍の稽古も 天覽に相成に由りて海中へ大筒打込に音

市中へ相響きり

水幸までハ市中より色々惡説申觸にへ共万事鎮靜の水
事より大に安堵仕に金相場も二百三四十匁まで引揚可申
とハ人氣の処其後あく下落いゝ二百四匁より五匁位に
相成に依之大坂表人氣至て穩に座に必水案に下間
敷に

来月五日頃 水発輦より南都へ 水越夫より 水帰京と
中事ハ座に

三月廿八日

○歎願書

一城の儀を徳川家相續の者相定り以て一時田安へ預け
仰付以様奉願以甚見越し以儀を申上奉恐入以へ
共尾張家へ相續以 仰付以儀を 以免奉願度事
一軍艦銃砲を徳川家名に立成下高并領地相極り以上
差上以様仕度事

右ニケ條格別の寛典を以て 以差免相成以松以尽力の程
奉願以素より有罪の私共右様の件に奉願以儀上を 天朝
の以怒り奉觸以難計下を主人□□の趣意に背き以儀を
を以へ共此際又當り百年の生命の爲に千載の汚名を捨置

恨を以て命を奉り以松以海陸兩軍臣子節操相立不申
以間私共一同の心中以賢察に成下幾重にも相貫き以様以
執成奉願度此段歎願仕以謹言

四月 日

海陸兩軍一同

○

静寛院宮様 実成院様を田安に殿へ以移 天璋院様を一
橋に殿へ以移以座以
上様を去る十一日水戸表へ 以発途相成以
十二日より口々以門の以固め左の如し

竹橋

清水

田安

半蔵

右四ヶ所田安殿に預りて往来通行是迄通り

外櫻田

西丸大手

神田橋

右口へ官軍人數は固めあり外櫻田と神田橋との往来通行あり

坂下

内櫻田

大手

平川

矢来

馬場先

和田倉

雉子橋

一橋

右口へ切一切官軍番兵は差置は事

○横濱新聞訳文

四月七日到着の英船は託して長崎在留の外国人某より一封の書状を贈り其大意左の如し

此程長崎表の形勢甚穩あり薩長土三藩互に不和を生じはや或は計畧より裁其境に相分るべし其市中諸方へ張礼いし一日に薩長の所置を誹謗し一日に長土の處置を非難し又次の日に薩長の悪行を書記しあど日の事として三藩の家臣共互に疑惑を生じいよいよ戦争に至り不中いへ共只今の様子より何時事の起りいれども難計甚心配いし

○信州路報告

此程相乗船三といふ者并外七人信州追分宿りて梟首せられ外十餘人の者片髪片眉剃落し追放し相成り右に三巨魁し無頼の悪徒を集め官軍先鋒嚮導隊と唱へ総督府の命と偽り信州の村々を乱妨し良民を劫し金銀を貪り其惡事露顯せし故ありと承及申し云々

○箱館来状の写

此表りてハ江戸の様子委敷相分らば甚心配仕ハ會津追討の儀仙臺へハ命由しりの噂ハ座ハ何故ハ仙臺隣国の諸侯仙臺城下へ追し使者差出し殊の外混雜の由

座ハ

中外親閔江戸表りて出来の由りて九号まで手入ハ望人沢山有之ハ間幸便ハ差送可下ハ奉行衆を初め役々皆當所引拂の筈りて魯西亞国蒸気船ハ雇ハ相成迎船とし相廻りハ処勅使下向の後場所ハ引渡ハ上りて一同引拂ハ筈ハ決定しハ今暫出帆延引可仕ハ共不遠拜顔可相叶ハ相樂ハ

四月二日

海軍局の社中りて内外新報と号する新聞紙出板ハ杉田玄端著述健全学中編二冊発売也

柳河春三編輯西洋雜誌卷三出板を此後毎月一二冊つゝ出
来と云ふ

○

偶成

作者不詳

四海今將帰一家、此時無用手空叉、不知心事對誰訴、且向春風
數落花、

或曰市尹石川氏之作

無題

草莽微言何益世、強論時事不勝嗟、豈如携着一瓢酒、日訪春園
處々花

中外新聞第十五号

慶應四年四月廿一日

英漢新聞紙の抄譯

英吉利よりフ・オ・アダムを日本在苗全權公使の書記官と任
ぜり

佛蘭西国帝ナポレオンを喘息を煩ひ餘程の重症あり
同国の太子ハ巴勒を出立し北日耳曼は旅行を

北日耳曼とい字漏生同盟の諸国を云ふ

此程魯西亞の政府より令を下し波蘭国人の兵器を持つ事
を禁し悉く其所有の兵器を取上り但し税銀六ルーブルを

出して其支配より免許を得まば兵器を買求むる事を得べしこれを所持する者も年々此税を出さしむ

ルーブルも銀銭の名よりドルの七分五厘は通用を

石川長次郎 訳

○ウスリ地方の説讀第二

ポルタエンペリヤル港の周辺を力を極めて穿鑿をあり樹林の價を精細に見定めより千八百六十三年これを輸出する人々より賣りとる事を決せりブダク左フ氏の説は據れどポルタエンペリヤル港の近辺の樹林を心を用ひて支配

されば莫大の利益ありと云其林の樹木を樅樹落葉松、白樺、黄樺、黒樺、白楊、榆樹及び叢生の姿より榲桲、秦皮、榆樹、菩提樹、杉等より其木の経より年齢も不同より八十歳より二百廿歳までの間あり其中より甚大ある樹木少くは十分強健より圍三尺高さ七丈乃至八丈ある者屢々有るポルタエンペリヤル港の地形を船の入津荷積荷卸し等をみるに悉く便利あり形を具より其湾をクレストスカヤコンスタンティノスカヤ及び沙洲港此三港より成る且イルヂシ及びパラタと名くる二小港も亦これに属し此小港は先年二艘の船破泊して冬を越してより所あり

ポルタエンペリヤル港とコイトとの間の地方は在る林は
も黒竜江口は在る者と同一樹木も雜生せり但し其冬時落
葉する樹木の黒竜江口よりも多く且美麗あり此地方の尚
混沌の稱を与ふべし其故はオロチヨニと名くる遊牧人種
只四十族を櫛するのみあればあり其人を犬と共は只
漁と獵を以て生活を

混沌の原語を處女あり辞書は處女、山處女、林處女野をい
ふと閑壑せざるを云と注せり又未だ戦は用ひざる劍を
處女劍と云ひ天生純粹より精鍊を経ざる硫黄は處女
硫黄の名有り推て其字義を知るべし

魯西亞人の黒竜江は到りし時やその人口甚少くして只河
辺并は商客往來の路傍は僅の住民ありのみ方今を於て
民人の最多き部は南方よりセントルガ湾のクニチヨニ
あり次は黒竜江口及び其律渡の處次をウスリの谷ありゴ
ラド人爰は住を次は支那の植民其數少々れども此地方の
海岸并は内部は散在を然とせし此廣漠ある國土地面の積
大凡二十七萬二千箇平方空ルストなりて男女一萬人は満
ちん

青眼居士曰黒竜江辺の地理方今我國人の為は之を纏説
するも急務は非ざる似たり然るはヤノワン氏嚮は亞細

亜の地図を訳して刊行し今亦自ら此図を写し記録を添
て新聞紙局に寄贈する者蓋し深意ありて寓するが如し
試み之を猜するは魯西亞人の蝦夷地方は亞爾多や既
久し然るは近來亞墨利加の旧領地を活却し専ら支那
朝鮮の北境を開拓を其志遠大あり事殆ど測可らん彼若
し黒竜江辺より南進して朝鮮を蚕食するに至らば日本
の北部亦唇亡齒寒の患を免るべし詩云兄弟
閭牆外禦其侮と今我国内德静ありんば動もされば全国兵
革の厄はらんとん若し国内変ありんば万民其業を営み其
生を保つは遑たりん況や辺境の事はたてをやらされば日

本内地の争乱を彼の飽く事あき国人の流涎する所より
て即ちヤノワン氏の暗は憂ある所ありん居士の最深
く嘆惜憂悶する所あり

○或ル一諸侯歎願書

正月九日十日私名代家来の者召出 此書付を以て徳
川□□ 朝敵の罪は依りて追討す 仰付はる各藩陪臣吏
卒に至るまで方向を定めは松井は 大号令は趣意相心得
國力相應の人数差出しは松可仕旨は仰渡誠は以て驚愕畏
縮の至は奉存は就ては速は奉 勅從事可仕の処 中朝は

り郡縣の制度は為在の共 皇国自然の体裁を封建世
祿は有之鎌倉覇府の時將軍家臣の名目を相立陪臣陪臣
の分随て相定り時移り物換り慶長元和以来今日までの形
勢を成し居るに候て凡普天之下率土之濱尊卑貴賤不為
王臣者一人も無之の共封国領邑其治内の士民各其主
其君は忠勤の如く則 朝廷へ服事の道は可有此座と奉存
の私儀□□家臣はのへば一意は徳川家を翼奉し 朝廷へ
忠勤仕度素志は有之元来一途同路より更なる方を異より向
を二よりさぐき所無之追々□□恭順の效相立の如く 寛典
の由處置只管歎願哀訴仕度心底は此座は又人数差出の候

を外 此用筋はのへば何程にも出精相勤可申のへ共徳川
征討は付ての 此沙汰より下恐臣子を以て君父を撃の
誤は有之人の大倫天地の大經是は於て乎相悖り昔時源義
朝 勅命不得止とい申あぐり父為義を撃にも同様の筋義
朝の逆名千載難遁 勅命はかうせられても亦三綱相欠
法度の 此失体を終古難は為免實は私一身の進退難波の
みは無此座 朝廷の由は深く此惜み申上何分奉 勅後
事難仕の陪隸微臣の身を以て直諫仕の候餘り恐入敢て言
上仕兼はへ共臣子の身進退難波仕の段幾重にも性情の忍
び兼は此座は何卒 此惘察 此宥恕の候奉願上は右

願の趣意 い 採用 きよう は下置 い へむ獨私一家の幸福も無之
世道人心を千歳の下に維持 い 仕今日 朝廷の い 闕失 い も聊
奉補 い 儀 い 冥加 い 至極難有仕合奉存 い 下 い 去頑愚固陋 い 遂 い
逆鱗 い を奉犯 い 次才其罪萬死難遁 い 闕下 い 又拜伏 い 斧鉞の
誅謹で可奉待旨申付以重臣此段哀痛奉壘願 い 誠恐誠惶頓
首謹言

慶應四戊辰年二月

中外新聞第十六号

慶應四年四月廿三日

四月十五日 上様 い 道中 い 滞 い 水戸表へ い 着弘文亭
へ い 為入 い 趣彼地 い 中 い 来 い

東久世殿并肥前侯横濱へ来着の由同所より報告 い 徴士
寺島陶藏并関齋右エ門等も来り い 由

十六日頃結城小山の い 戦 い 争 い 由 い 種々の報告あ
り十八日十九日江戸在留の官軍追々野州へ発向 い 其詳 い
る事 い 未相分 い ら い ぬ

○夫婦同寝多少の限りの話 唐通居士 訳

原本西洋情史の一章を抄出を

一夫より數婦を娶るは天理より背き家道より害なりとて西洋より古よりこれを戒るを善き教とせりされと動もされば此戒を犯す者多うりければ古来賢人これを憂へ種々の教を立て竟るは夫婦同寝の數をさく定むるに至るり○モセスといふ人を古の大賢者と仰ぐ程の人あれ共其教の時の習より後にて立られ故や強ち又妾を置く事を禁ぜられも出埃及記の廿二章より人妾を置く

其本妻の衣食及び同寝の數を之を減る可うらんと説くれより其他モセスの掟の中は學問の爲あれば三十日まで妻より遠ざかるも苦しう職業の爲あれば七日を限ると壯年より職業は差支あられ毎夜同寝するも妨あり假令差支あるも七日の間は兩度を欠く可う然但し駱駝牽ハ三十日の間は一度船頭ハ六ヶ月は一度を少きの限ると又妻若し夫の同寝をいふが其夫七日毎妻の資財を取上げ資財尽るに至らば離縁狀を遣ふべし○其後ラビン人少く此掟を改め學問の爲あれば二三年の間妻より遠ざかるも苦しう然とも可成丈七日の間は

兩度づゝも同寝する様は心掛くべしと云へり○希臘国の
ソロンと云人も亦古の大賢ありしがアテ子の法令を定め
し時又毎月必む本妻と同寝をべしと書載せしむ○回々教
の国は又後世にも猶此風俗残り妻と同寝するを夫の勤と
し妻より之を催促する事死に債をなすは異ありんば是
其国は七日毎に一度づゝ同寝を欠くべし若し之を欠く
時の妻られを裁判所は訴へ離縁状を求むるの權ありと
といふは然るは依てきくべし○以上諸賢人の教の小異同
ありと雖も皆夫の本妻を疎みて同寝の數の足らざるを戒
むるのみなりといふも嘗て其數の過るを戒めきりし其後

數百年を経て初めて其一例を得しは殊に驚くべき事なり
いもん所を今の西班牙国の地は中古の世アラゴンと云ひ
し国なり其国の何と云ひし女王在世の時ありしがカタ
ロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寝の多き故に訴へ祭日と
雖も十度より少き事なりと歎きしれば女王を之を憐み
玉ひ速に其夫を召して痛く呵責し今より後一日六度より過
く可らばと戒め玉ひ且後世の法あればとて此事を普く国
中へ布告し玉ひり後來好事の輩此等の話を傳へてソロ
ンが一月に一度と定めしを少きの限としカタロニーの民
婦が一日は六度を請合ひしを多き限とする事となりぬ

尚なほ記事長ながくれば他日續つづきく訳出いきく

○暮春書感

作者不詳

三百年来霸氣雄、豈知時運轉西東、如今命脈君看取、只在西郎
方寸中

郎一作郷

失題

何事諸公爭桂冠、鷦鷯無復一枝安、朝々濺盡孤臣淚、滿地落花
風雨寒、

○京師内觸書二通

紀伊中納言

有馬中務大輔

奥平大膳大夫

小笠原豊千代丸

溝口誠之進

伊達伊与守

大総督不日着、付入城、可相成付て、関東取締尚なほ奥
羽等速はやに平定、至り、松指揮可有之、付早く出發東向
此 仰付おしの事

但着府の上直松大総督へ可届出、滞陣中、不及申途中
等、摠ととて嚴肅、致し、不覺悟無之、松可心得事

今般已、内親征、内出輦、遊海軍、内覽の上、関東時機
又依り直松輦、東山道へ可、為向、思召、又、右ハ先般

處より於て賊臣 官軍を抗し尽く撃破し及ぶと雖も未だ
餘黨彼是屯在致居に裁より相闘へいし付萬民艱苦の程は
歎思召に條大総督指揮の上を速に遂忠戦四海平定奉安
宸襟 此沙汰の事

三月

○京都に觸書二通の写

銅錢の儀當時各国相場に斟酌の上自今一文を以て銀六文
と通用を仰付の事
右を是より其位當を得ざるを以て動もせれば奸商共異邦
へ輸出ししは儀も有之依之速に海内へ布告し仰付の事

事

三月

○

横濱ドルの相場五七日来又少しく上りたる方あり一ドル
は付四十四匁八分五厘より四十五匁
錢相場日々下落近日に至て最も甚し今日天保錢金一両は
付十匁九百三十二文 文久錢は十四匁二百文

○髪切の怪談

新聞社友元来奇怪の説を信ぜば然れども左の奇事を目撃

せりとソノ人の有るに任せて附録一以て博學君子の定論
を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所より一人髪を切られける者有
り夜半の頃寢所より起きて厠に往くは何物とも知らず真
黒なる物突然と来りて頭を突當ると覺ゆるや否や卒倒
して人事を知らず此物音を驚きて人々集り介抱せしむば
頓て正体は成るなり然るに髪は落ちて二三間も離れしる地
上は在り其真黒なる物ハ猫の如くより黒き事恰も天鷲
絨の如くありとぞ

中外新聞第十七号

慶應四年四月廿五日

總督よりの内達書寫

軍艦の儀度々相達は通一事不舉はいへば恭順の道も悉く瓦
解は可及時機より此處置振一結局の奏聞も不為調
次第より勿論兵艦銃器は必兵力を以て天朝へ不相迫実
効を表しは誤より此軍艦奉行榎本和泉主家を思ふ至情感
心の事より間願意相貫き此に尽力可成降は就てい直
批四艦ハ其終に下より付其餘四艦急速 朝廷へ可差上批
大總督宮内沙汰は条此段相達は事

四月

東海道先鋒 總督 印

副將 印

田安中納言殿

石川河内守

佐久間鑄五郎

右の者當分市中取締の儀付以間嚴重に忠勵可有之旨
大總督宮内沙汰以條相達以事

四月

東海道鎮撫總督府

田安中納言殿

○重板論

唐通居士

夫智識を用き凡俗を勵むの道は學問を盛むるより
善きいあり而して再び其源を推べ全く新書籍の著述より
是を以て世界中文明の邦よりして極めり著述のことを
重んず之を鼓舞せんが爲め主として其重板を禁むるあり
蓋し重板の禁られば新書出賣の利悉く著者は歸さべし而
して官より著者を褒賞する所以并に著者の益多く著述し
て国恩を報ずる所以皆此中に存するあり

居士嘗て西籍を訳して褒功院説を著せり近日校正し
て西洋雜誌卷四に載さるべし

我邦は於ても旧来重板の禁甚と嚴ありしが近頃其法破と
しと見え重板の事なり。第十二号は報告なり予おも
へらく此事果しと実ありば世道は関りる事鮮う。今よ
り以後新著の利尽く姦商は歸し著述者の損失殊と甚く
業を破り産を失ふ。勿論假令世を憂へ国を思ふの志深き
者なりとも微力より損失の補をせん事能はざる時、著
述を企つ事叶はざるに至らん。是と實は智識を開き風俗
を勵む人の本意は非ざる。方今百度一新し一夫も其所を
得ざる者あき。聖世は在て只此一事頗る闕典は属する
は似たり。最以て惜むべく歎まべき事あれば我公私の爲は

一應これを論弁せざるを得ん

戊辰四月

○

東久世前少將此度中将に昇進せらる

四月廿日神奈川奉行水野若狹守同並依田伊勢守 朝命と
君命とを奉り段々應接済の上横濱港を東久世殿と肥前侍
従とより引渡し翌廿一日歸府に組頭調役亦られ。後て江戸
より歸る定役以下小吏は其俸同処より召仕せしむ。苦は決せ
り但し其内勤を辞して江戸より来りし者なり。

○四月十八日出板横濱新聞の訳

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の模様は依りて江戸へも海路より官軍来るべしといふ
會津の国内の士民は布告して曰此度の勅諭を全く天子の真意より出づるものなり薩長の意は成まる者あり若し實は罪ありて御門の譴責を蒙るものなり此の切服し其罪を謝さるべしと雖も實は然らざる事明白あり故は死を以て国は殉じ飽まず敵と戦ふべしと
日本は於て大名の此の如き事を家来は觸れ示し事の屢あり是れ人心を激動固結せしむるの策あり曾て先將軍の

長州を伐ちし時長州も右の如き趣を布告し王命に抗し

會津の国論は一定せしや否や之を知る事能はば若し會津の国論分裂して因循をあらはるる南方諸侯大は力を得るあらば

英國の軍船追ひ横濱を發して五月十五日即ち日本四月廿三日より大坂港へ集るべしと布告せられし依て軍艦ロド子イを今日オセアーンを明日此地を發しサラミスも續きてパークス君を載せて此港を發さるべし

オセアーンを鉄張の蒸氣フリゲートより四千トン

積一千馬力より大砲廿四位の大軍船あり

但し此度の命令は平穩の事あり是れ英國使節として上京
し朝廷へ拜礼を行ふが為あり

オルハンと名くる蒸気船一艘京都へ賣れり價洋銀五萬
ドル此内一万五千ドルを正金其餘を銅にて拂済せり

成澤甚平記

○

越後よりの書状は外国人新泻より會津へ往きし趣を越
し傳習の爲ありや外の用事ありや未詳なり

中外新聞追々盛ん行なれり付尚來る閏四月より大抵一
ヶ月は十冊づゝ出板しつゝいづく

何より珍しき新聞或は訳文を送り呉られ人への製
本を呈し尚又相當の謝儀差出し可申事

新聞中へ植込呉れ松頼に有之いへば一行は付金一朱の出
銀にて書き加へ可申事

但し其事柄の取捨を撰者の意に任せ可申は間此段兼
て以断りし置けり

此小本中外新聞の遠国へ送りは爲め合巻といひて賣出し
けり

中外新聞は洩る異聞を集り社中より外編を撰び近日発
兌いふべくい事

右の外中外新聞別板無之に万一偽板等有之にても慥ある
証拠を以ては知らせ可下し厚く謝儀差出可申事

四月

中外新聞第十八号

慶應四年四月廿七日

横濱在留外国人の書状抄訳

新泻より報告より北方諸藩の様子を聊々聞く事を得る
即ち左の如し

北方諸侯は勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領
地に入る事を許さず

溝口侯の兵五百人許京都へ発向を北兵は溝口侯は逼りて
何故と南黨は属するや若し北黨の先鋒は加えらるるは於
ては城地を奪ひ取りし由手強き掛合なりと云ふ溝口よ

り莫大の償金を出し和を乞ひし由
北都の兵を越後の高田に到り是より信州に趣くべき由の
知らせなり

吾等の思ふ所より北方諸侯の勢益強大となり遂に進て
京洛の地を争ふに至るべし

○東山道総督府より諸藩へ申達の写

大政の一新の折柄未だ政事向不行届を幸とし無頼
の悪徒共愚民を欺き徒党を結び恐多くも官軍の内命或
を薩長より付られ杯と偽り唱へ無辜の富家へ押入り

強談難問を掛け加之放火いゝ日乱妨相募り生民全く
塗炭に陥り段総督府かいても深く山憂慮は為遊一日も
難捨置依之信州一国の賊徒鎮撫向當国列藩へ仰付
間各藩中合夫持場を定め人数差出し置賊徒の乱妨を防
ぎ悪徒を召捕諸藩脱走人或無宿者に至ても速に其藩に
於て死刑に處せしむ尤百姓よりと雖も徒党は頭立に向
ひ平日の行状正邪を糾し夫に可致處置は元来無頼の悪徒
共徒党を結び蜂起いゝいゝは後より一ハ大義條理を以て鎮
定しは後一朝一夕は不可行者は間勅命の旨に達し兵
威を以て鎮撫可仕は但一年貢諸運上総ては收納向の後ハ

近々確定の上沙汰可有之の間それ迄の所只管鎮撫民
政又心を用ひ萬民其業又安一以振精々可致尽力旨更
仰出され以る此段相達也

辰四月

東山道總督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平 述

江戸の元来日本國中諸大名輻湊の地あり一時勢一変一
今ハ復昔の如くあり且遠うらざる内又外國人も居留を

事又成るべしれハ後年の盛衰ハ姑く差置き眼前此修
て立ち行き難き姿あり然れど先づ急又改革の良法を行
えざる可らん其改革の趣意ハ第一江戸中の智慧と力と
を集むるを肝要とんこれを集むるの法ハ總代會議の法を
設くるなり今試ハ其法を論ぜハ先江戸市中を廿組程又
分ち各組の中より地面持をとり相集り入札の法より誠實
才能あり者二人を撰は是を組中の總代として奉行所ハ差
出さる左れば奉行所ハ江戸中組より出る總代人
凡そ四五十人も集まりければ一大席を設けて集會せし
むべし是と即ち總代會議所あり次ハ會議の法をぐて奉行

の存意も、も、搦代人の中より出さる事、も、又、市
中の者より立ち事、も、一應必、必、奉行の手より搦代會
議、渡り、其評議、掛け一紗承知の趣評決連印の上、非
ざれば、之を市中、施、行ふ、且、何事、も、以、會議
より、可然と評決せ、先例、あき事、も、之を行ふ、又、然
る、と、評決せ、旧來の仕来りと雖、直、之
を廢止、是、其要領あり、猶、搦体の心得方を言、抑
此、搦代を江戸中より撰、出され、賢人、あれば、即ち江戸
中の智慧を、出、者、あ、故、銘、も、篤、其
理合を合點、假初、一己の私心を挾、一、江戸中

一紗の為を思ひ、假令、同船、風波の難、逢、時の如
く相和、相助け、何事、も、取纏め成就、あるを主とせ
べ、且、夫、江戸中、廣、と雖、細、吟味、誰、の地
、非、又、地面の主、者、己れ、地面を大切、思
え、今、地面を大切、思ふ心を以て、搦代を撰み出
、其、搦代、打寄、評議決着せば、自然、江戸中を大切、思ふ
心を生、至、是、實、搦代會議の妙處、始
ど、筆舌、も、難、真味、あり、方、今、交易商會、蒸氣用法、製鍊
局、紙、法、其他、搦、江戸市中を富、良法、極、多、
と雖、先、右、江戸中を大切、思ふ心を、纏め、後

是非も手をつけ難し故に我先づ會談法の大略を述べて
以て其端を發せんと云

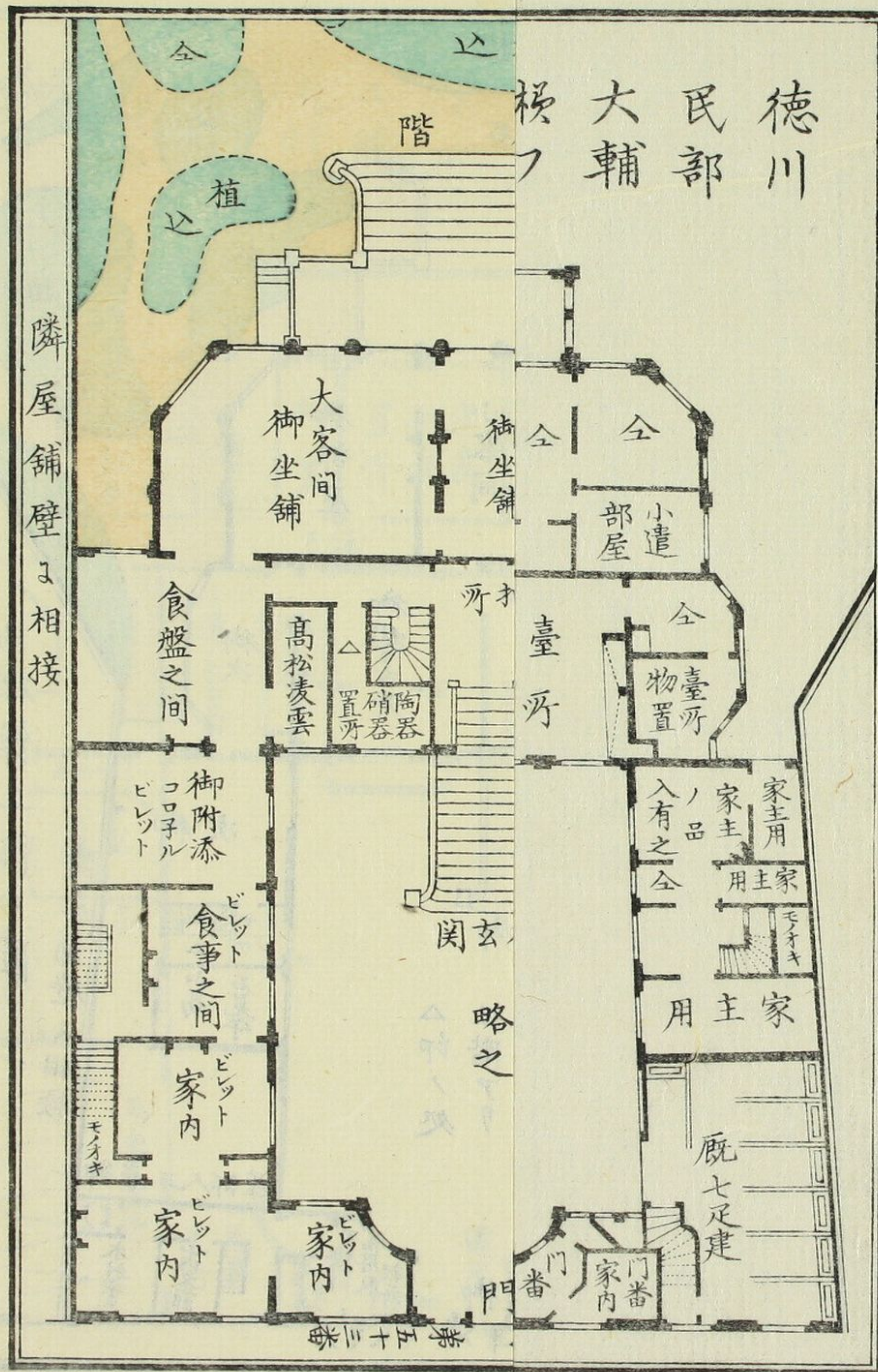
追加本文總代は撰りて者ハ人才を第一とし地面を
持つぬ者として苦しむるは勤役ハ凡四五年を限り
として交代せしめ且勤役中の相應の格式と俸金とを
与ふべし尤俸金の地地主中より之を出せしめ猶論を
べき事多くありと雖も且録又暇ありて市中有志の諸
賢尚其詳を問ふんと欲せば板元よりて我家より來
り訪ふべし

○
佛蘭西在苗の友人より書翰を得て彼地見聞の事を記し
且公子民部大輔殿のハ旅館の図をも寄贈す故にもづ此図
を刊行す

○
西洋医家必用の藥品ヂキタリス、ヒヨス、サルヒヤ、カミルレ
マヨラン、亞麻アルセム、メリッサの類追々傳來し當今に至り
ては外船を待つて其用乏しき其用乏しき其他花草菜蔬等も
次第に舶來多し吾去冬佛蘭西より帰帆の時も亦種々草木
の種子根塊を携へ來り其内はサフラン、コルレクム、アルタ

ア、セーア、ユイン、イリス、フロレン、アタラヘシデル、カル、ロイ
 等なり此等次第は繁殖せし後、来一個の国益とも成るべし
 又、草菓も方今に許多の菓を結ぶに至り、此物世間を流布
 するに至る、亦一種の物産を増補するといふべし
 草菓元和産あり、西洋名はブル、俗称オホリンゴと云ふ、林
 檣の属にして、実大且甜美あり
 砂糖を只甘蔗より製するのみあり、又西洋よりハ、蒸菜の根
 よりも採り、又楓の樹より之を採る、いとち、棒砂糖と云
 者を皆蒸菜より製する者あり

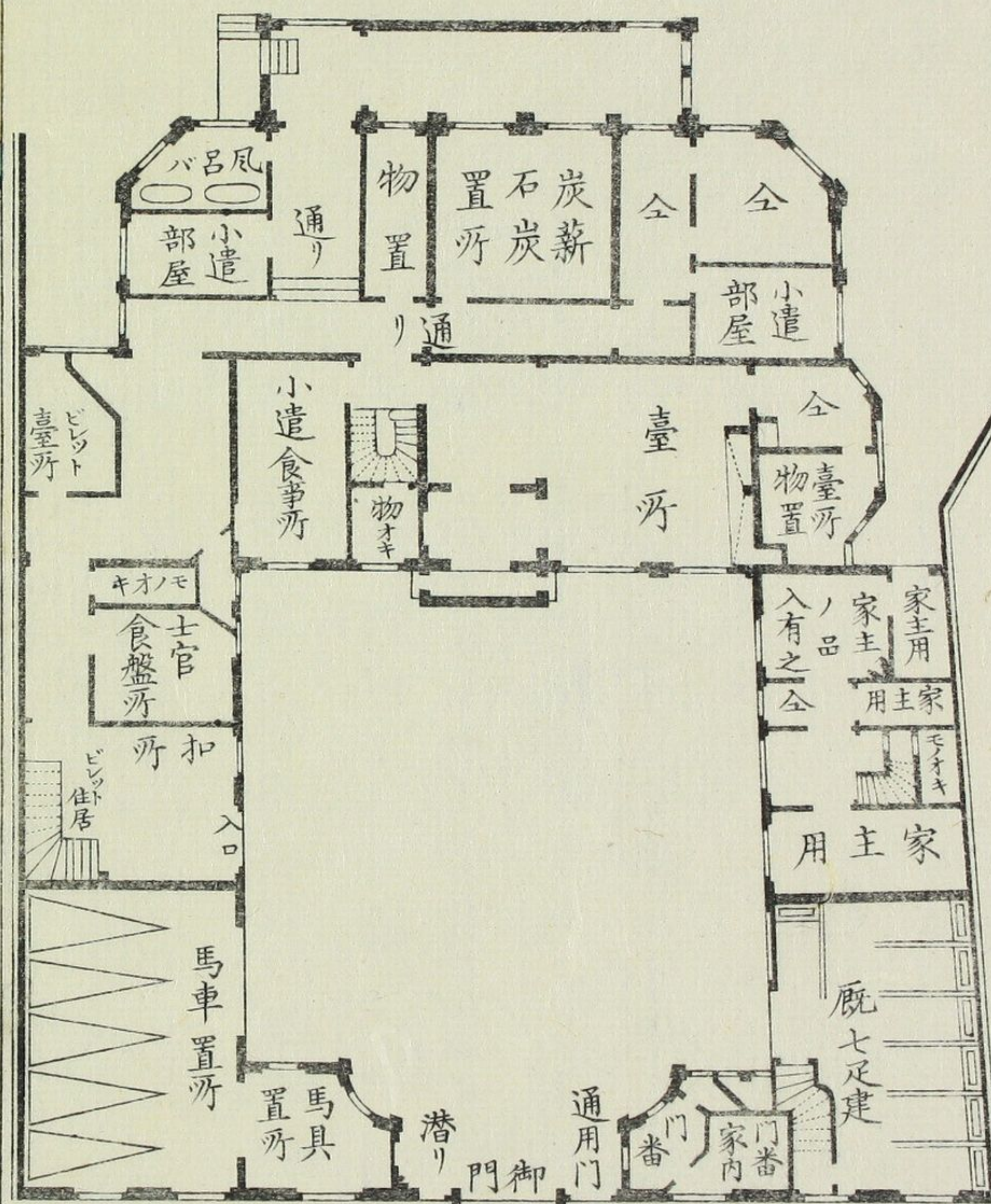
田中芳男 記



者を皆茶菜より製しつる者あり

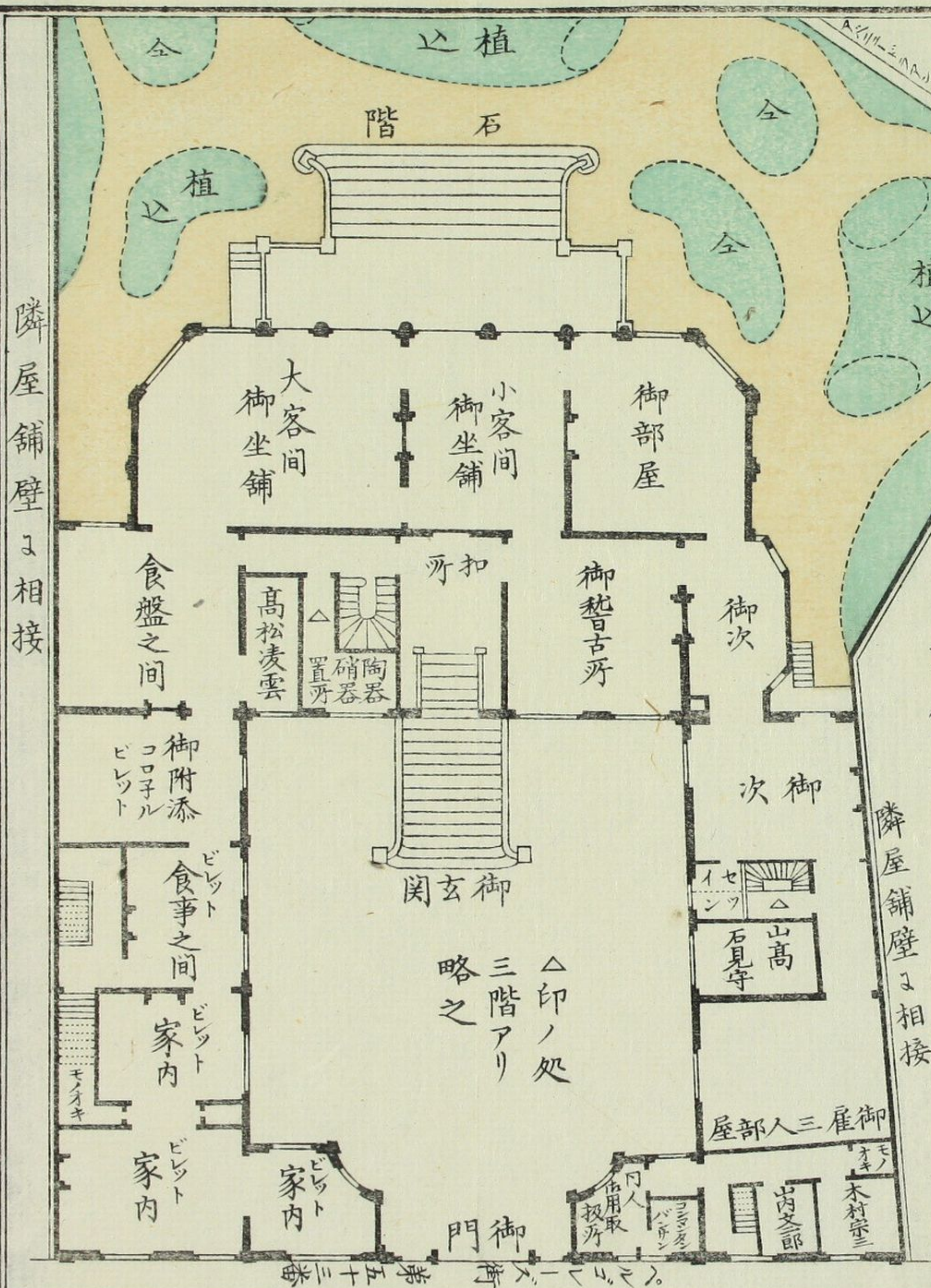
田中芳男 記

徳川 民部 大輔 フラン ス國 パリ 旅 館 の 圖



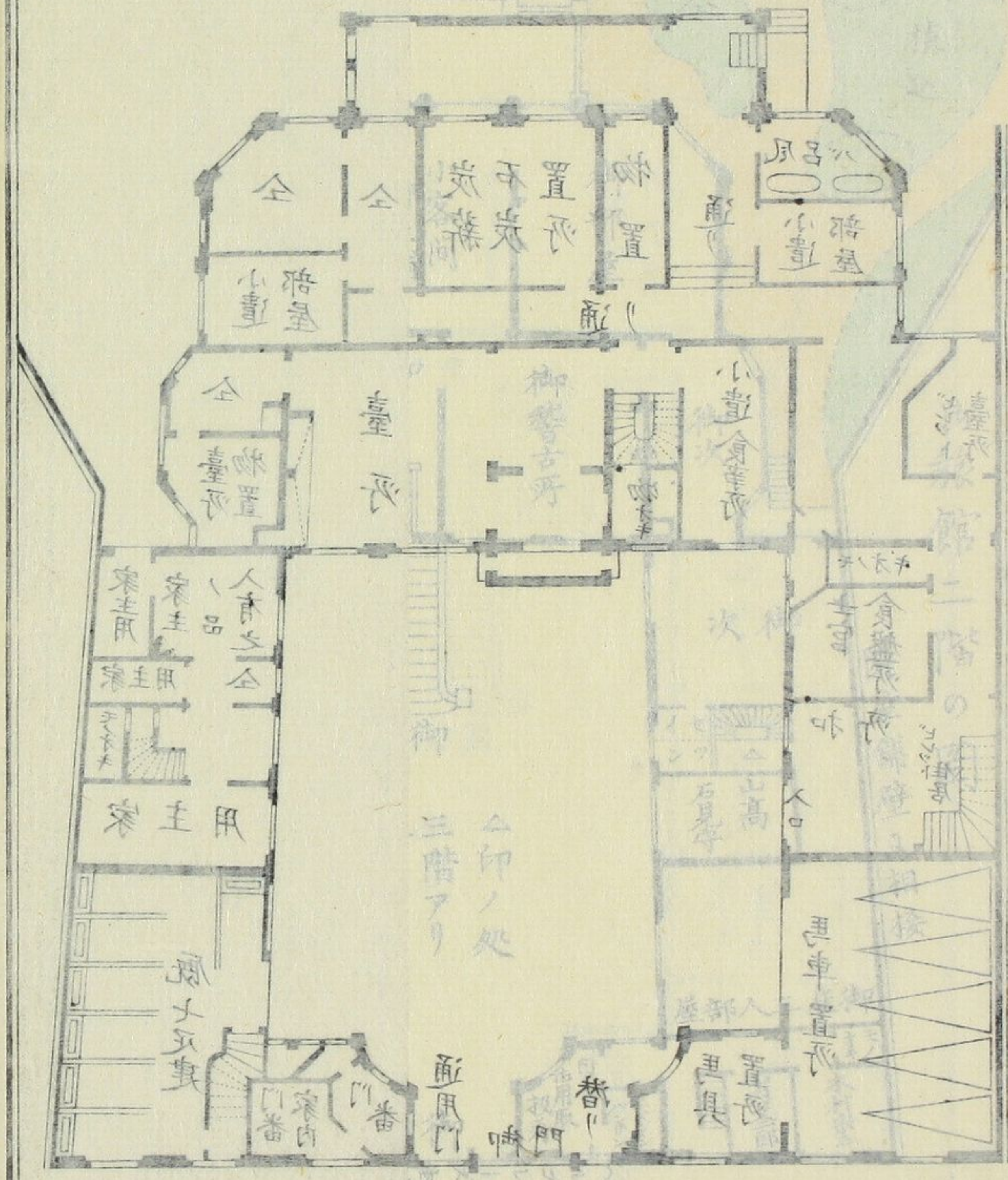
法旅館二階の圖

隣屋鋪壁は相接



隣屋鋪壁は相接

圖の餘の
ハリ
ス
大
月
蘇
川



中外新聞第十九号

慶應四年四月廿九日

四月廿三日出板横濱新聞の訳

今月廿一日東久世中将横濱港を受取りは成り運上所の
役人半分を江戸へ帰り半を留まり居る事と成し故より
り差支も無々れども通詞一人も居合せば差當り色々差支
の松子と見えたり

八九日前勝安房守江戸より来り英人と應接し其事柄を
知らん
今日サラミス船此地を出帆し兵庫へ往くべし英国公使

パークス君此船に乗し京都に到り天子に謁して事を議
せらるる爲あり

江戸及び近在此有松にて戦争もあく穩に引渡しに成るあ
らば各国公使弥新政府を日本全国の領主と認め諸事共
相談いゝゝ助力を乞ふ然れども北方諸侯も何人にて
も先將軍の爲に兵を起し南方諸侯と戦ふ者ありて日本
尚大君の事明りある間を各国公使矢張是までの通局外
中立の法を守り決して手出しを成さざるべし
兵庫よりの書翰は大坂兵庫共々万事誠々平穩あり帯刀の
者も多く居留を然れども外国人に對してはいつとも
町噺

ある事より更に心配の事あり是を以て考れむ新政府の役
人の餘程閑けつゝと見えより前の政府の家臣は此の如
き人の甚ど稀なれりとのみ

日本商人の臆病よりて代呂物の仕込をある事甚少故に當
地の交易甚微くとして寂寥あり恰も野陣の光景に似て更
に交易場の景色より云つゝ

横濱今時輸出貨物の直段左の如し

生糸前橋極上の品十六貫匁に付八百六十ドルより九百ド
ル次々八百ドルより八百四十ドル並ハ六百四十ドルよ
り七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル迄色く不同甲州極上品あり並うて六百五十ドルより七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次を六百四十ドル位並を四百五十ドルより五百五十ドル茶極上品十六貫匁に付三十四ドルより三十六ドル最上三十一ドルより三十三ドル其次色く不同並の最下直ある所より十六ドル位

烟草一番口十六ノ目に付十四ドル二番を十ドルより十二ドル三番を七ドルより九ドル

蠟十六メ目に付十六ドルより十七ドル

人參五十斤に付一ドル半より四ドル二分まで

菜種十六ノ目に付三ドル九分より四ドル

菜種油十六ノ目に付八ドル九分より十ドル

樟腦十六ノ目に付廿二ドルより四十四匁一分あり

輸入物價も又次号に訳出さるべし

○日本民口の多少を論じ

是は横濱在留洋客某の説あり偶其手記の稿本を得て之を抄す

青眼外史 訳

西洋の地学書は日本の民口を統計する説いづれも同ト
らば或を一千万有餘と云ひ或を一千五百万或は二千五百
万或は四千万といふ然るに我日本は来り住む事既に
数年日本人は遇ひて屢これを質問する一人も慥に其答
をある者あり然れを諸書に言ふ所を固り傳聞の終に記し
たる者あるが故より大なる差ひあり併しあらず日
本の国風何事も隠秘して実事を外国人に告げざる習あり
ある故に民口の真數も隠して知らせざるよやと思ひて種
々探索せしむ全く民口の慥ある數を政府の役人さへも知
らざる事と見えより左をれば人別改めの法の粗ある故に

民口の數正しく知れ難きあらん歐羅巴洲就中文明開化の
邦に於ては殊更民口の數を改むるは其規則ありて本洲を
離るる藩属の地方までも明細に調ぶる事あり夫故年々
人民増殖の數も慥に相分る事衆人の知る所の如し日本は
ても往古に王朝より國々の人別を細く改められし事
もや古史を按むるに往く全国の戸口を吟味し其内より兵
士を取りし事明らあり紀元六百八十九年と天下の民口を
計り男子の四分一を兵丁に充る由を記し又九百八十八
年より全国の人夫八十八万三千二百廿八人なりと由を記
せり却て今日に至りて民口の多少詳あらば然れども吾が

考ふる所よりてハ四五千万といふを固より誇大の談ありべ
く大抵一千五六百万といふ者其实を得るに近うるべし其
證據を言ふに吾が英吉利の大きき日本并に四国九州と合
せしむる大きき其里方積を比較せれば大抵日本ハ英国の一
倍より少し英國を戸口の稠密ある事殆ど歐羅巴の冠より且
国土より開けて不毛の地あり而して人口二千七百万有餘
なり若し日本の人烟稠密ある事英國と均しくしめむ五
千万を過ぐと云ふも適當ありべし然るに吾日本の周圍を
航行し港々の様子を一覽し富士山を初め諸山を登りて山
麓の地を望み見しに不毛未墾の地甚ど多し英國よりてハ倫

敦を離るる事数十里の僻邑と雖も民戸を尚櫛比を日本を
江戸を距る事僅に五七里なりて既に廣漠の野有りて僅に
星散の人家を見るのみ是より推考せれば全国の人口
吾が英國より少きものなり事の事とて假令多くも二千万
より過ぐるべし且又六七年来生糸の輸出盛んなり日本産
物中の随一なり然るに年々直段高く成り行くのみよりて出
高ハ一向増し事あり其生糸の出る地ハ甲州信州奥州越前
あどよりていづれも不毛の地多き国あり勿論日本人ハ例の
亜細亞風よりて旧來の仕来りのみを守り新に土地を開き産
物を殖を事あどを好まぬ風俗あれども現在莫大の利益を

る生系きくも仕入をもち者の少き故以て考ふまは是亦思
ひの外民口の少き一證あらん歟

中外新聞第二十号

慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オ、フルランドメイルと名くる新

聞紙の訳

今般政度一新を計りて 御門を古昔の 帝王の権は復し
將軍の政權を止むるの大改革追々抄取すべき様子に見ゆ
嚮は 勅諭の趣を 前將軍慶喜公へ達せられし其事首
尾よく奉命たりて 公自ら鎮静の爲に尽力少あらんべ
且今月十二日江戸を發し其父君の住居せられし水戸と
し地へ退隱し其情実憐む可し扱江戸城を即日 勅

使へ引渡し成り當港の事務も亦官軍へ引渡し成り
り即ち此神奈川港を受取り来り新ニストルを東久
世中将并肥前侍従あり但肥前侯も九州の大名東久世
を元来公家より少將の官あり一が此度當地出張付て
中將より昇進せしと云ふ

會津を日本中第一の強藩あり只地形の峻嶒あるのみあり
を其人飽くまで強勇よりて死を怖む南方の諸侯必之
を代ふんと欲せば數万の人を損じ數月の久きを経て成功
を期し難く如くはたうひを休めて和平を謀るは
會津侯と恭順を尽し勅使を迎へ歎願して曰近畿は於

ける突砲を全く士卒の過失あり併しあつて朝廷は對し
奉りし儀より更に更は無之とより叛逆あはれ云ふ事少
も覺られざる旨明白に申披き有り一々バ勅使も大に見
込違ひしと歸洛しりと云ふ

○タイムスと名くる新聞の訳

日本は於て此門と云ふ称号を偏し人の畏服するものと
見えしり且國人の信仰するや恰も神佛の如くあり現在幼
年の君を擁して天下を命令を下すの勢あり
此君は動らざる威權を与へ其扶助をあし国内の爲に静
謐一致をもちるを我等は於ても望みし事あり嘗て日本

の隣国ある支那に於ても此の如き處分成功を奏せり日本
旧来の如く只一人のみ利を専らよく天下と利を共とせ
ざる仕法を我英國の如き貿易を好む國民の甘ぜざる所
あり

渡部一郎 訳

○四月廿九日の觸書

上様水戸表へは為入の謹慎に遊ばし付の跡を慕ひの機嫌
同等に罷越ひ者も有之哉は相関えの事情尤の儀とを以へ
其の法を侵し罷越ひてを以て謹慎中却ては為りも不相成
に間心得違ひの者無之松精に申諭万一押て罷越ひ者これ

けりな於ては急度相達し以品も可有之は条兼て可なり渡
置の事

四月

○

朝廷へ左の四艦献貢相済

富士山 翔鶴 觀光 朝陽

右の外 開陽 回天 蟠龍 千代田を其俟に下之

○四月廿六日林玖十郎の使として京都へ出立を今月十日
頃を帰着せしき由

右の用の趣に寛典に振合を 大総督府より京都へは伺ふ

相成由

○横濱別段新報の訳

此節日本国中の騒乱より来り當港在留の或る外国人サント
岸ス島の砂糖竹植附を渡世と致し以者と約定し日本人三
百餘人を三ヶ年の年期より雇ひ切り砂糖竹植附刈込等と
使役せらるる為彼地へ差送たり

或云給銀一ヶ月五ドルづつて期限五年ありと

期限給銀等ハ同トからんと雖もいとも黒奴賣買の所業
と等しき事とて此の如き所業ハ萬国の法例に反り且無辜
の日本人狡黠の外国人に欺られ利益の悉く彼に奪われ憐

むべし日本人を酷熱の氣候と辛勞煩苦と堪へざりて疾病
に罹るのみあらん万一如何程惨酷の所置と逢ふとも訴ふ
可き處ありとて死をも期限中の故郷へ歸るの路あり
不祭の鬼とあるに至らん嘆惜すべきの甚しきよりいふにや
方今日本全国平穩あり政府も此の如き事を處置し
るの暇ありとて然れども国乱稍治まりとて政府も
能く此事件を糾之は關係せし者は相當の罰を加へ後來
の患害を防ぐべきあり然らざんば民人の災害のみあらん
日本の大恥辱ありとて
サント岸ス島近來天死の者多く民口年々減少に故は是ま

で支那人を雇ひ使役せしむる支那人も炎暑と虐使とを苦み彼地へ往く事を好まば夫故に此度日本人を雇ふ事を試みるあり

黒奴賣買の事も既に禁止とあり其後英國政府と支那政府と條約なりて支那人を年期を定めて外国へ送りし事なりども是亦禁止と成る

○上野山内への布告書

彰義隊忠義奮発并に當山諸向に警衛を付赤心の条に宮様の感浅うく以来恐多くも尊体當局への委任は遊に段々沙汰の趣覚王院より相達の間此段及廻達

別紙

昨日 大総督官様より岩井左エ門は為召今日登城の処参謀正親町へは逢有之北陸道總督兩卿當山へ轉軍の儀は付昨日覚王院を以て右の兩卿へ仰入且彰義隊長より申上の趣逐一 大總督官へ言上の処 内門主様思召の次第覚王院尽力の段并に彰義隊精忠の旨委細承知に感不斜思召は付右轉陣の儀を以て見合は成に段々口達之事

四月廿四日

○喻言一則

唐通居士

ある男二人の妻を持ちたり一人は年々一人は若うりけ

りその若き女此辺の鬢髪は白き毛の交まるこそ似合なり
うらね願くを白きを抜き黒き毛をどうりを留めおろさむ
と言ひければ男抜りせよなり叔年へけりる女のりるは往
きけるは女の言ひりるを妾く年老いて此辺の如く若き
夫を持らんハ世は男の無き中りりて人のけがけりる
しめりて同くハ黒きを抜き白きを留めんとしハ男せ
んうらあきて又ぬりせよなりかく彼方りてハぬれ此方
りてハぬれ果て髪髪ともハ無くてぞ有けるその如く君
子らん者兩人の機嫌を取らんとして己が心定まらざれを
終は其身は禍を得ること昔も今も其うり少うりむ心む

くべき事よこそ

○題あり

中島信敬

わくく髪を忍び岡の忍び音をおのり五月ハ早くして

うのきついしちの日

目賀田守蔭

立ちへる代りもくもな更ハ又葵りさしん月を来りり

千年功業夢中夢

小中村清矩 紀藩

そのうみの根さしも深き葵草露を袖よと思ひりけきや

失題

廣沢安任 會藩

欲因大義拳綱維一決此心何又疑休逐末流煩口舌至誠自有
貫天時

日光市門主様今月十日頃市出立りて上京ありき由相
聞えしに付上野山下辺の市民市延期を嘆願する者夥し

中外新聞第二十号終



